

保険資本基準(ICS)に関する説明メモおよび比較可能性評価

1 はじめに

モニタリング期間のための保険資本基準(ICS)バージョン 2.0 は、IAIS の執行委員会により、2019年11月13日に承認された。5年間のモニタリング期間は、2020年から開始される非公開ベースでの報告および監督カレッジにおける議論を目的としている。

ICS は、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) のための連結ベースのグループ全体の資本基準として策定されている。ICS は、3つの要素から構成される。つまり、評価、適格資本リソース、および ICS 資本要件に関する標準手法である。ICS は、国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み (ComFrame) の一部をなす。ComFrame は、初めて、IAIGs の国境を越えた監督のための共通の枠組みを提供する。

2 ICS の目的および背景

2013年10月9日に、IAIS はリスクベースの国際保険資本基準を開発する計画を発表した。これは、IAIS が、「国際的に活動する保険グループ (IAIGs) に対する包括的なグループ全体の監督上および規制上の枠組み」を創設するための作業計画を作成するようにとの金融安定理事会からの要請に応えたものであった。¹

ICS の目的は、グループの資本基準において、国際的なコンバージェンスを強化するための、グループ・ソルベンシーの監督上の協議に用いる共通言語を策定することである。最終的な目標は、一つの ICS が、法域を越えて比較可能、すなわち、実質的に同一の結果を達成することができるような、共通の手法を含む単一の ICS である。

IAIS は、ボランティアの保険グループ (ボランティアグループ) との複数年にわたる定量的なフィールドテストのプロセスに取り組むことにより、体系的で証拠に基づくアプローチに従って ICS 開発を行ってきた。IAIS は、2014年から2019年にかけて、ICS を開発する中で6回の定量的フィールドテストを実施した。それぞれの定量的 ICS フィールドテストは、ボランティアグループにより提出されたデータの IAIS による分析、提出物またはフィールドテストワークショップを通じてボランティアグループにより提供された追加のフィードバックおよびコメントにより、知見を得た。フィールドテストのプロセスに加え、IAIS は、対面での特化したステークホルダーとの会議を通じて、また、ICS の課題に関する2回の市中協議に関与することで、より広範なステークホルダーのグループと連携をとってきた。

¹ http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_130718.pdf

3 ICS の適用

ICS バージョン 2.0 の適用は 2 つのフェーズで行われることになる。

- ICS バージョン 2.0 がグループ全体の監督者(GWSs)に対する非公開ベースでの報告および監督カレッジにおける協議で使用される 5 年間の「モニタリング期間」。モニタリング期間中は、ICS の結果は監督上の介入措置を発動させる理由として利用されることはない。および
- グループ全体の規定資本要件(PCR)²としての ICS の適用

非公開ベースの報告³では、参照 ICS をカバーすることになるが、GWSs の裁量により、調整された GAAP(GAAP プラス)⁴評価、および/または内部モデルを含む ICS 資本要件を算出するその他の手法に基づく ICS の追加報告もカバーすることになる。

4 ComFrame の一部としての ICS

ComFrame は IAIGs の複雑性および海外展開状況に合わせて調整された定量的および定性的、双方の監督要件で構成される。ICS は、ComFrame の定量的要素である。

モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 は独立した文書として合意されたが、モニタリング期間の終了前に、ComFrame 文書に統合される予定である。

モニタリング期間および監督カレッジでの議論を促進するために、ComFrame には ICS への参照が含まれており、参照 ICS および追加報告の双方をカバーしている。

5 モニタリング期間の目的

5 年間のモニタリング期間の目的は、一定期間の ICS の動向を監視することであり、IAIGs の資本充分性を測ることではない。この目的上、モニタリング期間は、参照 ICS および追加報告にとって安定した期間となることを意図している。このことは、開発中の ICS を改善するために、モニタリング期間中に特定された重大な欠陥または意図せざる影響の明確化、改善および修正の可能性を排除するものではない。PCR としての ICS の採択に先駆けて、市中協議が行われることになり、IAIS は経済的な影響度評価を実施する予定である。

² PCR は、同水準を上回っていれば監督者が資本充分性を理由に介入しないソルベンシー管理の水準として定義される。ICS が最低基準として設計されているため、各国の監督当局は、より健全なアプローチを取り、ICS の PCR より高い PCR を設定することを選択できる。

³ ComFrame には、GWSs に IAIGs に対してその参照 ICS を報告し、その結果を監督カレッジで協議するよう要求する基準が含まれている。IAIS のメンバーは、具体的な市場環境を考慮して IAIS 基準を適用することを約束している。

⁴ GAAP プラスは開発を継続し、(IFRS および米国 GAAP に関する)フィールドテストがモニタリング期間に行われる。日本版 GAAP は、参照 ICS と合わせて、2020 年に開始する 5 年間のモニタリング期間に入ることになる。

モニタリング期間中、ICS はグループ全体の監督者への非公開ベースの報告として、および監督カレッジでの協議に利用される。ICS は PCR として利用されることはない（すなわち、ICS の結果は、監督上の介入措置を発動させる根拠として利用されることはない）。したがって、ICS は PCR ではないため、モニタリング期間中、IAIGs は ICS に準拠して自社グループの事業活動を管理することまで求められない。モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 は監督者による意思決定のためのものではなく、また、第三者による使用を意図するものでもない。これに関連して、IAIS は IAIGs に対して、自社グループの ICS バージョン 2.0 の結果をいかなる第三者にも開示しないよう推奨する。

モニタリング期間中に受領したフィードバックは、ICS のさらなる改善に活用されることになる。監督者からのフィードバックに加えて、IAIS はステークホルダーが関与することで得られるフィードバックや、市中協議の結果、および経済的な影響度評価の結果を考慮し、それら全ては、ICS バージョン 2.0 の変更につながる可能性がある。モニタリング期間中、IAIS は、フィールドテスト期間中と同レベルでステークホルダーの関与を維持する所存である。

6 モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 の文書化

モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 の文書化は、3 つのレベルの文書により構成される。レベル 1 文書は、5 年間のモニタリング期間中の参照 ICS の非公開ベースの年次報告および、追加報告に関する、全般的な原則および概念（すなわち、ICS の構造）を規定する。レベル 1 文書は、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 のレベル 2 文書に含まれるより詳細な仕様と合わせて読まれるべきである。レベル 1 とレベル 2 の文書の二つにより、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 は構成される。レベル 3 文書は、レベル 1 とレベル 2 の情報を土台にし、毎年の非公開ベースの報告を可能にするための追加情報を含む。レベル 2 文書は、2020 年の早い段階に発行される予定である。レベル 3 文書は、非公開ベースの報告を開始する第二四半期に、毎年発行されることになる。

7 比較可能性の評価

米国および他の関心を寄せる法域では、グループ資本の計算用に合算手法(アグリゲーション・メソッド=AM)を開発している。AM は ICS バージョン 2.0 の一部でないが、IAIS はこの開発の重要性を十分認識し、そのため、米国および他の関心ある法域から、AM の開発を支援することとなるデータ収集の実施をサポートしている。

IAIS は、モニタリング期間終了時まで、AM が ICS と比較可能な（すなわち（最終的な目標という意味で）実質的に同等な）結果をもたらすかどうかを評価する立場になることを目指す。もしそうなった場合は、AM は、PCR として ICS を実施することと同一の結果

を導くアプローチとして、検討されることになる。関心を寄せる法域による AM の開発が進行中である。AM が ICS に関して、比較可能な結果をもたらすかどうか評価するための判断基準を、モニタリング期間終了までに開発し完成させることを目指したプロジェクト計画を端緒に、開始している。

IAIS は、比較可能な結果の定義およびハイレベルの原則ならびに判断基準の開発の指針となる総合的なアプローチに関して合意した。

比較可能な結果の定義

「ICS と比較可能な結果」とは、合算手法(AM)が、グループ資本充分性の観点から監督介入措置を惹起する、同様ではあるが必ずしも完全に同一ではない結果を一定時間の経過後にもたらすことを意味している。

IAIS は、AM が、グループ資本を測定するための ICS に対して結果が同等となるアプローチとして最初から排除されない一方で、自由通行手形を与えるようなことにもならないように、ハイレベルな原則および判断基準を開発する予定である。

比較可能性評価のためのハイレベルな原則および判断基準の開発に際して、以下が考慮されることになる。

1. 短期的な市場変動ではなく、景気循環にわたる経済状況および金融市況を含めた、経時的な状況の変化への ICS および AM の反応度合の分析。
2. 比較可能な結果に関する決定が、各要素を全体として考慮することになると認識した上で、比較可能な（すなわち、実質的に同一の）結果の測定を支援するための、グループのソルベンシー・アプローチの個々の要素、すなわち、評価、資本リソース、および資本要件（重大なリスクの範囲および水準を含む）の分析。
3. ICS が最低限の基準となること、およびその他の基準は ICS よりも厳格な資本基準となりうるが、ICS よりも緩い資本基準となることはないとの前提の上での、ICS との関係での AM の健全性。
4. ComFrame に規定された範囲と一致した、AM および ICS の下に含まれるグループ会社の範囲。
5. 様々なビジネスモデルに求められる、比較可能性評価を実現するのに十分な、ICS および AM に関する情報の程度、質および適用対象。
6. AM および ICS の下で求められる、IAIG のグループ・ソルベンシー水準の透明性のレベル。

加えて、IAIS は、市中協議を通じてステークホルダーが関与する機会を設ける予定である。

8 パブリック・コミュニケーション

ICS に関連する全ての文書は、当初、IAIS のウェブサイト上のプレスリリースのページから入手可能である。以下の文書は、その後、IAIS のウェブサイトの該当箇所に追加される予定である。

- モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 のレベル 1 文書、
- ハイレベルのメッセージ：モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 および比較可能性評価、
- モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 に関するテクニカル・ノート、
- モニタリング期間の実行計画、および、
- 2020-24 年のワークプランおよび予定表